

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	片 山	一 歩
同	明 石	直 樹

令和 3 年度監査委員監査結果報告の提出について

(会計管理者が保管していない現金等の管理に関する事務)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定による監査を実施し、その結果に関する報告を次のとおり決定したので提出する。

第 1 大阪市監査委員監査基準への準拠

会計管理者が保管していない現金等の管理に関する事務に対する当該監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項の規定に基づく財務監査

第 3 監査の対象

1 対象事務

会計管理者が保管していない現金等の管理に関する事務

- ・ 主に令和 3 年度における事務を対象とした。

2 対象所属

全局室（I R 推進局及び大阪都市計画局除く）

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	着眼点	監査の結果
(1) 市民の貴重な財産である公金の管理が適切に行われておらず、不適正な事務処理や公金事故等の発生などを招くリスク	ア 各所属は会計事務が迅速に処理されるよう、要領・マニュアルに基づき、歳入の現金収納事務を適切に行っているか。	—
	イ 各所属は会計事務が確実に処理されるよう、要領・マニュアルに基づき、現金等の安全保管を適切に行っているか。	—

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせることで書面の提出により実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

第7 その他

横断的な監査に関する所見

今回、各所属における歳入の現金収納事務、現金等の安全保管について状況を調査したところ、各々の所属単位としては、事務はおおむね適切に行われているものと認められた。

会計制度を所管する会計室においては、会計制度の各所属への周知が適切に行われていることは承知しているが、平成29年度実施の会計調査では調査対象としていなかった一部の事業所に関しては、調査時点においては下記のとおり、事務が適切に行われていなかったものが見受けられたところである。

会計室は今回の調査結果を踏まえ、今後とも会計室通知やマニュアル等の周知が各所属の各事業所単位まで広く行われるよう、工夫をもって取り組まれるよう留意されたい。

留意すべき事項1 現金収納時における現金出納簿の記載について

現金を取り扱うにあたって誤り等が生じないように、大阪市会計規則第26条（昭和39年規則第14号）の規定に基づき、現金の収納をしたときは、領収金額、歳入の内容及び領収年月日を現金出納簿に記載することとされている。

今回、現金収納に係る関係書類等の調査を行ったところ、調査時点においてこども青少年局に関して、徴収額表により日常的な現金の収納管理は行っていた一方、現金出納簿について作成されていなかったものが見受けられたが、現状では適切に事務が行われているところである。

留意すべき事項２ 収納金の金融機関への払込みについて

現金紛失等のリスクを低減するためには、取り扱う現金を可能な限り最小限にすることが有効な策といえることから、大阪市会計規則第 27 条の規定に基づき、2 万円以下の少額の収納金の場合や、会計管理者と協議済の場合を除き、原則として翌営業日までに収納金を金融機関へ払い込むこととされている。

今回、現金収納に係る関係書類等の調査を行ったところ、調査時点において建設局に関して、窓口・電話対応に追われ 2 万円を超える収納金が翌営業日までに金融機関へ払込みされていなかったものが見受けられたが、現状では適切に事務が行われているところである。

留意すべき事項３ 現金等の保管に係る自主点検の実施について

過去に公金の盗難被害が相次いだことを受け、公金の安全保管に関する自主点検及び検査の実施について（平成 21 年 3 月 19 日会計室通知）に基づき、自主点検表により各所属において 1 週間に一度自主点検を実施することとされている。また、現金収納保管事務マニュアル（令和 3 年 2 月 25 日会計室通知）によると、現金等の適正な保管・管理のために 1 週間に一度、自主点検表に基づく事後点検を行うこととされている。

今回、現金管理に係る関係書類等の調査を行ったところ、調査時点において中央卸売市場に関して、通知文書の確認不足により現金等の安全保管に関する自主点検が行われていなかったものが見受けられたが、現状では適切に事務が行われているところである。